

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第9巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 在米国接收財産返還, 訪沖調査団, プライス法案審議, 個人タクシー認可問題, 黒い霧問題, 警察法の改正, 牛場次官, 自民党佐藤派議員会合, 沖縄返還問題 (財政金融的側面), 祖国復帰に関する請願 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43635

昭和43年度「外交青書」原稿

6

~~日米経済協力の促進~~
 日米経済協力の促進
 佐藤三三三外相の信託
 一九六八年一月九日外務省において日本側三木外相大臣と
 米側ウィムソン駐日大使との間で、両委員会の組織および
 任務に関する協定の交渉が行われ、二委員会の同委員会は
 正式に設置された。

外務省

5

日米経済協力の促進
 二委員会の設置の経緯
 協定にメドを付した。

二委員会の設置の経緯
 一九六八年一月九日外務省において日本側三木外相大臣と
 米側ウィムソン駐日大使との間で、両委員会の組織および
 任務に関する協定の交渉が行われ、二委員会の同委員会は
 正式に設置された。

外務省

出の正式に確定する(1)の總額一億七千七百六十
 万、本年の度予算額に比して、一億二千四百八十
 万に増額にあり、このうち、臨時増額(一九六九會計年度)昭和
 三十九年七月一日(昭和三十一年七月)中に古出するものと、日本
 の會計年度の相違による額一億一千二百八十八万
 九千四百八十円、昭和三十一年會計年度の計上及び、該
 額四億九千五百七十七円は昭和四十四會計年度中に古出

外務省

一九六七
 四月三十一日
 閣議決定
 閣議決定の趣意を説明するに、日米両国の相互理
 解と協力のもとに沖絶の住民と、新年度の日本本土との
 一体化を通じて沖絶住民の平常の生活と社会的福祉を
 増進すること、緊要の一の效果の、諸措置を實現すること
 を基本として、
 社会福祉部、衛生部、
 労働部、計画部、
 外務省

外務省

18

8p.

(iv)	那覇新港の建設
(v)	産業開発促進施設の新設及び既存施設の増設
(vi)	畜産の振興、天然ガス開発、農産物の加工
(vii)	那覇新港の建設
(ix)	那覇新港の建設

外務省

17

8p.

(iv)	生活保護、福祉基金に対する援助の充実に拡大
(v)	新那覇病院の建設
(vi)	美濃教育諸学校の整備
(vii)	琉球大学保健学部の設置
(viii)	新那覇新港の建設
(ix)	那覇新港の建設

外務省

大臣と、タシマン、米七條の目的は、小笠原返還協定
 の署名が行なわれた。
 ②この協定は正式には「南太平洋諸島及びその領土の協定」
 に用いる日本側のアタリ名合衆のヒロシマの協定と
 呼ぶが、米文では太平洋の米文から成る。この
 署名は、この通り

98

3. 小笠原返還協定の目的は、具体的進展
 2. 小笠原返還協定の目的は、具体的進展
 ① 従来小笠原返還問題は、平和条約の締結次第
 として同一の地位にある沖縄の返還問題と一
 概として、米例に對しての實現に努力して来たが、
 一九四七年
 昭和四十七年六月九日、米露ジョージア合衆の結果
 (米記) ② 米露()に基き、日本海外領土の返還
 (一九六六年)
 ③ 行方不明の結果、四月五日、米露の合衆に基き、日本海外領

21
②

8P

米國は、南方諸島及びその他の諸島に關し、平和條約第三條の規定に基づきすべての權利及び利益を協定発効の日から日本國のために放棄し、日本國は、これらの諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての權力を行使するための完全な權能及び責任を引き受ける。

米國が現に利用している南方諸島及びその他の諸島における設備及び用地は、硫黃島及び南鳥島にあるロラン局施設用地（長距離電波航法施設）を除き、日本國に引き渡される。

日本國は、米國の施政期間中にこれらの諸島において生じた対米請求權を放棄するが、この放棄には、これらの諸島の米國の施政期間中に適用された米國の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本國民の請求權

22
①

8P

の放棄は、含まれない。

(2) この協定は、日本國がこれを国内法上の手續に従い承認した旨の通報を米國政府が受領した日の後三十日目に効力を生ずる。

なお、硫黃島の記念碑に關する書簡は、現に硫黃島の摺鉢山にある米國海兵隊のための記念碑がそのまま存置され、米國の關係者がこれに立ち入ることができるようになることが日本國政府の意圖であることを通報するものである。

三 この協定は、日本國民の長年の念願であつた小笠原群島等の復歸を実現するものであり、日米兩國間の友好關係の一層の緊密化にも資するものと考えられる。

成の良め、検討を行はしむる必要に急ぐ。勸告を行つていき。なお、このまゝで七回委員会の都合が七回、昭和十七年七月五日から八日まで東京（外務省講堂）において開催される。日本側より兼重寛九郎委員代表以下二九名が、米側よりはケリ委員代表以下一名がそれぞれ出席される。本委員会に於いては、本委員会発足以来六年の間に、この協力事業の科学的進歩及び国際的

外務省

日米科学委員会
 (1) 科学協力に関する日米委員会は、昭和十六年六月の池田総理、ケネディ大統領共同コミニケーションに基づき、平和目的の良めの日米西国間の科学協力関係の円滑ならしむる方途を探索し、その結果を西国政府に報告し、その勧告することとを目的として設置されたものであり、同委員会は日米西国とも学識経験者及び政府職員を委員として、毎年一回日本もしくは米国の年次会合を開催し、前記目的達成

外務省

シントンで南進する予定がございさ。

(4) 日本 現在まで委員会の報告はもとゴ
 (イ) 人物交流 (ロ) 科学情報交換の資料の交換
 (三) 太平洋地域の地球科学 (ニ) 生物科学 (ホ)
 医学 (ハ) 科学教育 (ヘ) ハリケーンと台風に関する
 研究 (チ) 農業に関する研究の八つの協
 力分野が設けられ、多くの協力研究、会合、
 準備がなされていさ。また新協力分野として、
 物性物理学、数理経済学、都市工学、細胞生
 物学、日本とパルミーとの間の古代の接

外務省

親善と理解に引続き顕著な貢献をすることと
 信じて、委員会の現在の活動とともに日米間
 の科学協力促進のための将来果すべき役割に
 ついて討議を行なった。更に現在設置されて
 いる八つの協力分野における専門分科会の活
 動を検討し、また前回会合において提案さ
 れた新分野についての西国専門家による検討
 の状況について報告を受け、それに基づいて
 検討して検討することと合意した。

(3) 次回会合は、昭和四十八年七月に米国ワ
 シントン

外務省

日米医学協力委員会
 昭和十九年一月佐藤総理訪米の際、ジヨ
 ンソン大統領との間で、医学面にかけの協力
 計画を大いに拡大すること、並にその実施
 のため日米両国の第一級の医学者からなる会
 議を招集することとが合意され、(共同声明)
 ことを受け、(同年四月)準備会議が南産マ
 ア地域に於て行なわれ、(日米共同)基礎的
 な医学面での研究を推進することを目
 的として日米医学協力委員会を設置した。

外務省

触の研究等について専門家より検討さ
 れていさ。

外務省

(No. 721)

備増強すべし地対空誘導弾の調達と日産に關する取決
 めが示が米三次防衛丸整備計画におよび
 備増強すべし地対空誘導弾(ナイターおよび)
 1)の調達(有償軍事援助)および日産
 向す日米間の取決め交渉は一九六七年六
 月より行なわれ、七月に至り、八月に至り、両者間
 最終的合了解を成すに至る。八月、同月、
 三日、木外務大臣の訪日、日米関係時代
 理解大使との関係の了解の基、日米関係に關する
 両書簡が交換され、同日、両書簡は交換さ

外務省

10x20

721

(No. 720)

因の關係者が利用した、
 会談におい、主として極東における日
 米の米米との共通の安全上の利益に關連する
 最近の国際情勢に、この意見交換し、
 日本が防衛に關連する諸問題に、この討
 が行なわれ、

外務省

10x20

720

8/10
を求めらるる一九二九年一月二日未日翌二日付
藤總理と会談した。

外務省

8/10
ユーロピニヨストワ米國發次官はロンドン大統
領の特使としてトニに派任計画の進行する米
国の門際 収支政策の對する米の目的の確解

外務省

8/10
村宮子長官が同行した。
前内地はロンドンに於てロンドンに於てローニン
グ・フリード・ニコニコ・ニコニコ・ニコニコ

8/10
由ニ本外務大臣の訪米

8/10
三本外務大臣は一月二十六日ロンドンに於て
カタダを訪問してロンドンに於てロンドンに於て
外相と会議を行なつた。

8/10
ユーロピニヨストワ米國發次官の特使の訪米

米加漁業条約に合米
と現ト國又和衆熱同(10)

米加漁業条約の解釈及び実施に関する他方の政府の立場に妥当な考慮を払う。
 特定の水域における底引き漁は、はえなわ漁業に関する日本側書簡
 日本側政府は、前記(1)及び(2)の取決めが存続する限り、漁具が高度に集中する期間における漁具の競合を防止する
 ため、米国の沿岸十二海里の外側において、それそれ次のとおり、日本国の国民及び船舶が底引き及びはえなわ漁業
 に従事しないよう措置を執る。

(イ) コデイアック島沖合の六区域およびユニマック島沖合の区域において、九月から翌年の三月までの間。
 (ロ) アラスカ半島南側の沖合の二区域において、五月九日から同年三月三日までの間(同区域におけるおびよりの漁期が
 変更されたときは、これに従って期間は変更される)。

(四) 合意議事録

交換公文に掲げる取決めについてアメリカ合衆国には、太平洋信託統治地域は含まれないことが合意された。
 (イ) 日本側代表は、米国沿岸十二海里内における日本漁業の漁獲努力は現在の水準をこえないであろうと述べた。
 (ロ) 漁具紛争が起こったときは、当事者間ですみやかに協議を行なうことが適当と認められた。
 (ハ) 両国政府は、両国漁業の集中区域に關し、漁具破損防止のための措置を執ることが合意された。
 (ニ) 「まぐろ」漁業のはえなわの二部が偶然十二海里内に入った場合は、取決めの違反とはみなされない。
 (ホ) 日本側代表は、日本の「まぐろ」漁業者は、「かじき」類の群を特に追求めることとはしないであろうと述べた。
 (ヘ) 米側代表は、オレゴン州及びワシントン州沖の日本漁業の資源保存に及ぼす影響と漁具競合の可能性に対して
 懸念を表明し、日本側代表は、日本側政府は、資源保存及び漁具競合の問題に關し、米側政府の協議の要請に
 応ずるであろうと述べた。

切取区域については、必要ならば、追加的区域を指定すべきことが合意された。

同法が米側政府により一方的に実施されると、日米両国間に漁業を
 めぐり紛争が発生するおそれがあるため、日米両国政府間の取決めにより、四月から三月までが国の従来の漁業実績を確保しつづけた。
 問題を事前に解決するため、一九六六年三月末から翌六七年三月末まで三次にわたり米側政府と日本側政府との協議が行われた。
 四月から三月までの間は、米側政府の漁業資源の回復を促進し、日本側政府の漁業資源の回復を促進する。

(イ) アメリカ合衆国の地先沖合における種の漁業に関する交換公文
 (ロ) 日本側政府は、日本国の国民及び船舶が、プリピロフ諸島沖の「かに」漁業、アリューシャン列島沖の一部の底引
 漁、はえなわ漁業、米側本土沖及びハワイ諸島主要七島沖等を除く「まぐろ」漁業、アラスカ沖の大部分の捕鯨業お
 びアラスカ湾の二カ所における転載作業を除いては、米国の沿岸十二海里内において漁業(「まぐろ」漁業を除く)に従
 事しないよう措置を執る。

(ハ) この取決めは、沿岸国の漁業管轄権に関するいずれの政府の主張をも背するものではない。
 (ニ) この取決めは、一九六八年二月三日まで効力を存続する(ただし「まぐろ」部の底引き、はえなわ漁業については一九
 六九年五月二日まで)。両国政府は、一九六八年三月二日までに、将来の取決めについて決定するため会合す
 る。

(四) 「まぐろ」漁業に関する交換公文
 西経一七五度以西のアリューシアン列島沖の沿岸十二海里以内の水域における「まぐろ」漁業に關し、各政府は、日

米	約	了	カ	ル	に	合	米	口	
と	規	に	國	及	教	衆	熱	同	(10)
し	是	ル	に	心	を	米	帯	委	全
て	は	對	て	と	子	員	米		
り	ま	一	つ	大	教	コ	に	会	熱
賞	り	九	て	三	選	不	三	は	帯
結	一	六	運	コ	を	夕	年	一	子
を	九	七	管	か	れ	米	九	に	
米	六	年	を	同	り	会	四	三	
九	八	脱	れ	糸	を	カ	の	九	委
う	年	退	て	約	り	米	教	年	員
三	八	毛	に	に	後	和	選	五	会
と	月	上	三	加	に	國	り	月	の
に	二	告	を	盟	す	と	に	締	動
任	を	し	へ	し	マ	の	り	結	向
の	四	は	但	に	向	の	を		
て	日	其	を	理	正	の	ア	れ	
の	に	前	に	在	る	糸	を	在	
三	加	記	を	は	ア	約	り	了	
の	盟	米	の	五	ト	カ	全		

489

(9) 日本側代表は、十二海里内の日本の「さけ」漁業は、プリストル系「さけ」の米遊状態に妥当な考慮を払う旨を述べ、この問題に関して兩國政府は必要に応じて協議すべきことが合意された。

(10) 日本側代表は、十二海里内の日本の「さけ」漁業は、プリストル系「さけ」の米遊状態に妥当な考慮を払う旨を述べ、この問題に関して兩國政府は必要に応じて協議すべきことが合意された。

一九六六年一月ワシントンで開催された北太平洋漁業國際委員会第一三回年次會議において、開會後、並行して開催された生物学調査小委員会の報告書は、日米兩國の科学者の検討の結果として、東部ベーリング海において商業的に捕獲されるおすの「たらはがに」の平均甲長は近年次第に小型化した事実について指摘したが、それが資源の減少を示すものかどうかは必らずしも明らかでない。さらには調査研究を強化すべきであるとした。

日米兩國科学者によるこの資源評価の結果等に基づき、同年一月一四日から一週間にわたりワシントンで行なわれた日米間協議において、米側は資源の回復がどの位みられるかを知る意味から日本の漁獲量を前回の取決めのそれより約二〇%削減し、一九六七年および一九六八年につきそれぞれ年間一六万三千箱とすることを提案し、わが国も甲長の小さくなったことは一つの警戒信号であるので予防的措置としてこの米提案を受諾した。かくて前回取決めの漁獲量を上述のごとく修正する書簡が一月二九日ワシントンにおいて武内駐米大使とラスク國務長官との間で交換された。また新取決めにつき兩國政府は一九六八年末までに会合することを規定している。

北太平洋漁業國際委員会の報告書は、日米兩國の科学者の検討の結果として、東部ベーリング海において商業的に捕獲されるおすの「たらはがに」の平均甲長は近年次第に小型化した事実について指摘したが、それが資源の減少を示すものかどうかは必らずしも明らかでない。さらには調査研究を強化すべきであるとした。

定草案につき本年二月三日合意に達したので
 十九日、三月七日、メキシコ市において
 在メキシコ石黒大使と外務大臣臨時代理がヒ
 ーノ・フろが外務次官との間で協定および附
 属の了解書に署名し、暫定実施に因する書
 簡の交換を行なった。
 (四) この協定および附属文書は、日本国政
 府から正当に許可を受けた日本国の船舶
 太平洋のメキシコ周辺の大海里と一、二海里の
 間の部分のうち、^{水城} 敷相の特設水域を除いた米
 一、持定

外務省

メキシコの漁業水域設定問題
 (1) メキシコは、一九六七年国内法により
 太平洋の領海の外側に幅三海里の漁業水域
 をあつたに設定した。これに対し、我が国は
 沿岸国の一方的漁業水域の設定は国際法上
 認められぬとの基本的立場をメキシコ政府
 に直ちに申し入れたが、日墨両国間の漁業を
 めぐる紛争の発生を防止するため、日墨漁業
 協定締結交渉を行なうこととし、一九六七年
 一月二日に初めて交渉を行なった結果、協

外務省

北米の情勢

一九六七年における米国の情勢は、大統領選挙を翌年に控え、その前哨戦ともいえる盛り上がりが見られた。「偉大な社会」の建設を標榜し、大砲もバタリもともに優先させよとの姿勢で出発したジョンソン政権の施策が大きな試練にさらされた年となつた。一九六七年の夏には多くの都市で黒人暴動が発生し、この問題についての従来の経済的、社会的対策の不備があらためて認識された。また、北爆開始後第三年目を迎えたヴィエトナム戦争についても国民の間に焦燥感が強まり、いわゆる「ハト派」と「タカ派」の間の論戦が深刻化した。

「長く暑い夏」の黒人暴動はこの年も例外でなく、七月中旬のニューヨークの暴動を皮切りにデトロイト、ニューヨークなど全米各地に波及し、一月と九月で一六四件、死者八三を数え、

域	(操	業	区	域	と	い	う)	に	あ	い	て	一	九	七	二	年	
一	二	月	三	一	日	ま	で	の	五	年	の	期	間	に	は	あ	ら	な	い
法	に	よ	り	、	主	と	し	て	あ	ら	ば	ち	、	さ	は	だ	、	ば	ら
う	か	じ	き	、	ま	か	じ	き	あ	ら	な	い	か	ら	し	き	を	一	五
五	・	〇	ト	ン	を	超	え	な	い	範	圍	で	漁	獲	す	る	こ	と	な
と	を	規	定	し	て	い	る	・	ま	た	、	暫	定	実	施	に	関	する	
交	換	公	文	は	、	協	定	発	効	ま	で	の	間	、	そ	れ	を	れ	の
国	々	憲	法	の	規	定	の	範	圍	内	で	、	暫	定	的	に	予	め	を
実	施	す	る	こ	と	を	定	め	て	い	る	・							

外務省

特に七月二三日のデトロイト大暴動は死者四一、被害額四千五百万ドルに達し連邦軍の出動をみるなど史上最大の暴動となり国民に大きな衝撃を与えた。かくして黒人問題はもはや放置できなない内政上最大の問題となり、ジョンソン大統領はただちに都市暴動諮問委員会を設置して原因および対策の究明に乗り出すとともに、一九六八年の年頭教書においては暴動の主な原因である都市スラムと貧困対策につき都市再開発と住宅の建設および雇傭の促進について意^決的^的な計画を打出した。(前記都市暴動諮問委員会の調査報告書は六八年三月一日公表された。)

グイエトナム問題については、ジョンソン大統領は六七年九月二十九日、「北爆停止が実りある話合いを速やかにもたらさなければ直ちにこれを停止する」とのいわゆる「サンアントニオ方式」を打出すなど交渉による解決を求めながらも、北越に和平の意思がみられないとして米軍の増強、北爆拡大などの軍事努

力は引続き強化する方針を堅持し、国民に対しても現行政策の支持を積極的に呼びかけてきた。しかしながら、グイエトナム戦争遂行期間中という条件付きで大統領が提案した増税法案は容易に議会の採択するところとならず、戦争の早期解決の見とおしのつかない状況にあつて国民の間に次第に焦燥感が広がつたことも否定できない。この空気を反映して、議会においても一九六四年のトンキン湾事件決議を無効と主張し交渉による早期解決を求める上院外交委員会のメンバーを中心とするグループと、北爆強化を主張する同軍事委員会のメンバーを中心とするグループの間に意見の対立がみられた。また、六八年三月一日に開催された上院外交委員会聴問会においてはグイエトナム政策についてラスク國務長官とフルブライト委員長との間に鋭い対立がみられた。従来散発的であつた反戦デモ、徴兵忌避運動も六七年一〇月に入つて各種平和団体、新左翼、黒人団体

によるワシントン大集会の開催など反戦運動の組織化がみられた。このような動きは世論調査等によれば決して国民の大多数の支持を受けるに至つたものではないが、いずれにせよ、強硬策によるか、交渉によるかの差はあつても戦争の早期終結を望む声は次第にたかまつてきた。(注、後述する三月三十一日のジョンソン大統領の声明は右に述べたような分極化する世論を再び一致せしめるのに貢献した。)

一方、議会においては、六六年の中間選挙で共和党が大幅に進出したことにより特に下院において反政府的傾向が強くなり、加えて第八九議会においてあまりに多くの法案を通じたこと、反省もあつて、提出重要法案のうちヴェトナム戦費追加予算、米ソ領事条約は通過したもの、対外援助歳出法案、社会保障法改正法案、初等教育援助法案、貧困対策法案などはいずれも大幅な予算削減の上閉会間際に辛うじて成立する状態であつた。さらに公民権法案は棚上げされ、最重要法案とされた増税法案も、連邦予算の削減を要求する下院歳入委員会の反対にあつて難航するなど全般的に行政府に対する厳しい態度が顕著であつ

た。「偉大な社会」関連法案も前記のごとく大幅予算削減ないし現状維持に止まり、増大するヴェトナム戦費との相克が目立つところとなつた。

かくして大統領選挙を翌年に控えた政界の関心は次第に選挙に集中され、内政上のすべての動きは右選挙を念頭においているといつて過言ではなかつた。一九六八年を政権奪回の好機とする共和党において特に慌しい動きがみられたが、最有力とみられたロムニー・ミシガン州知事が脱落、代つてニクソン元副大統領が大きく浮び上つたもののロックフェラー・ニューヨーク州知事の動向もなお看過しえないところである。民主党においては、ジョンソン大統領のヴェトナム政策に反対して立候補したマッカーシー上院議員が一九六八年三月ニュー・ハンプシャー州の予備選挙で予想外に進出したことが契機となつてロバート・ケネディ上院議員が立候補を声明した。このようななかにあつて

82

ジョンソン大統領は三月三十一日、北越の大部分に対する一方的な北爆の停止を発表し北越に対し直ちに和平交渉に入るよう提案するとともに、大統領選挙に再出馬しないことを声明してこの和平提案が国内の選挙対策上の考慮からなされたものでないことを内外に示したが、この結果民主党の大統領候補指名の問題は予測を許し難いものとなった。(註、このジョンソン大統領の声明はその後の米国の世論及び大統領選挙戦に大きな影響を及ぼすこととなつたが、本稿は三月三十一日を時点として書かれたものである。)

83

カナダの情勢

一九六七年に建国百年目を迎えたカナダは、この百年の間になし遂げた目覚ましい発展を記念すべく建国百年祭を挙国をあげて盛大かつ多彩な式典を催した。

この建国百年祭は、同年開催されたモントリオール万国博覧会の成功とともに、カナダ国民に愛国心と連邦としての連帯感を植えつけ、自信を高めしめたという点で極めて意義深いものがあった。

しかしながら、同年七月、万国博覧会を機会にカナダを公式訪問したトゴール仏大統領が、モントリオールにおいて市民の熱狂的歓迎に応えた演説のなかで「仏系カナダ人に対し」「自由ケベック万歳」と呼びかけ、ケベック州独立運動主義者を鼓舞するがごとき発言を行なつたことが契機となつて、建国百年祭および万国博の昂奮のなかで忘れられたかにみえたいわゆる「ケベック問題」が俄かに顕在化し、統一カナダの危機とも呼ばれ

る政治問題に発展するところとなつた。
 カナダにおいては、連邦対各州関係の調整が内政上の重要課題であるところ、各州の根強い地域主義は国民の、また各州間の連帯意識を希薄にしており、カナダの統一的発展を指向する連邦政府としては対立するところがあつた。特に、同じカナダの創設民族でありながら二流市民の地位しか与えられていないとする仏系カナダ人の不満にもとづく「ケベック問題」は、ケベック州分離の動きもあつて連邦政府のもつとも意を用いる問題であつた。ピアン内閣においても、協力的連邦主義を標榜して福祉制度、課税権の分配、平衡交付金等についてケベック州政府の主張を大幅に容れ、ケベック州の協力による一つのカナダの理想を実現するべく努力していた。しかし、かかる連邦政府の漸進主義にあきたらないケベック州政府は、カナダ憲法を根本的に改正して英仏系市民の真の平等にもとづく連邦体

制の確立を主張していた。ド・ゴール発言は、これを不当な内政干渉とするカナダ政府とフランス政府との関係を冷却化したのみならず、ケベック州の独立の主張あるいはケベック州に特殊な地位を与えるべしとの主張を一層高めることとなつた。さらに、このよりの動きは建国百年祭による国民的意識のたかまりもあつて、カナダ連邦の将来を憲法の面から根本的に検討せんとする「憲法問題」にまで発展したのであつた。
 かくして、六七年一月下旬、ロバート・オンタリオ首相の提唱により、カナダ連邦の究極的な目的を検討し、より高い見地からカナダの将来に対するヴィジョンについて検討するため各州首相出席のもとに「明日の連邦」会議が開催された。会議においては経済問題を第一義とする西部諸州、特に経済格差是正の面から強力な権限を有する中央政府の指導力を不可欠とする東部諸州など各州の見解は必ずしも一致しなかつたが、各州

首相は、ケベック問題に内在する危機を認識し憲法改正の必要性とその検討について満場一致の合意に達した。連邦政府としては、憲法問題は漸進的改良主義が唯一の実際的方法との立場をとり、かつ本件合議を認めることは連邦政府の州政府に対する指導性を損う恐れありとして反対の意向を表明し、わずかにオヴザーヴァーの派遣に止まつた。

しかしながら、連邦政府としても現行憲法改正の必要性は認めているところであり、ド・ゴール発言以後の^{ユニティ・クワイシス}（統合の危機）ともいわれる政治的危機に直面して、結局、一九六八年二月、連邦・各州政府による「カナダ憲法会議」を召集することとなつた。右合議は、仏系カナダ人問題の解決方法を含むカナダ連邦の将来のあり方の検討の第二歩ともいふべきもので、連邦政府はここに初めて憲法改正問題に対する考え方の全貌を明らかにした。これに対し各州政府も今後とも憲法会

議を開催してこれを検討することに合意し、具体的には二言語に住む仏語系カナダ人は、ケベック州に住む英系カナダ人と同じ権利を有すべきことを確認し、ここにおいて懸案のケベック問題、憲法問題の解決のための具体的方向付けが行なわれたといえよう。

このよりななかで、かねて引退の意向をもらしていたピアソン首相は一二月正式に引退を声明し、自由党は一九六八年四月党首決定大会を開催して新党首を選出することとなつた（注、選挙の結果ピエール・トルドー法務大臣が新党首に選出された）。他方野党第一党の進歩保守党はもはや、デイーフエンベーカー党首の指導下には政権を奪回できないとの見とおしに立ち、かつ、同党首の独裁に対する不満もあつて六七年九月党首決定大会を開き、デイーフエンベーカーをしりぞけてノヴァスコシア州スタンフィールド首相を選出した。

かくして、過去約十年にわたるピアソン・デイーフエンベ
カー時代は終り、建国二世紀目に入ったカナダは政治的にも新
しい指導者のもとに新たな時代を迎えることとなった。